



えがおいっぱい'06号

SNS講演会 概要～子どもたちへの話 抜粋～

高学年への話を抜粋しています

1 SNSに参加できる年齢

- LINE 利用推奨年齢 12歳以上
- TikTok 視聴・投稿共に13歳以上利用可
- Instagram アカウント作成は13歳以上利用可
- X(旧:Twitter) 13歳以上利用可

ご存じでしたか。年齢でみると、4年生でSNSに参加するのは、保護者様が手伝ってあるか、年齢を偽って参加しているかです。

2 友だちと悪ふざけ 12歳以下 陰部を写して友だちに送った場合…この画像を保存したり、所持したりしているのは、「児童ポルノ法違反」となります。子どもたちのスマホに「悪ふざけ」した写真などないでしょうか。その写真を拡散させても当然罪です。警察が動き出す事案にならないように、悪ふざけが法律違反になる事案も多いです。保護者様にはスマホの管理をお願いします。

3 ネットには怖いおとながたくさんいます

ユーチューバーになろうとして小学生の投稿動画に対して、未完成を指摘したり、ダメな部分を拡散したりして小学生のサイトを炎上させた事案があります。

また投稿から小学生の住所をわりだした事案もあります。ネット上にはこわい人がたくさんいます。

このような話がありました。

今日の講演を受けて、子どもたちを守るために、
学校は動画や写真の拡散など、学校で確認できない事案があつた場合は、子どもたちの安全を守るために、警察の捜査活動に協力します。大人ではない子どもたちをネットでのきごとから守るため、保護者様は子どもたちのスマホを管理する責任があります。法律を超えたら、当然、子どもでも罪を問われます。そんなことにならないように、大人がもっと介入してよい部分があるようです。

